水城高等学校　部活動に係る活動方針

1. 部活動の基本的な考え

本校の部活動は、建学の精神である「洗心以て自己の確立を期す」を具現化する学校教育活動の一つとして位置づけ、バランスの取れた心身の成長と充実した高校生活の基盤となることを目指す。

これまでの実績を踏まえつつ指導方法等の工夫・改善を図り、生徒の自主的・計画的かつ効率的な活動ができるように教育的な配慮を行うことで文武両道を実現し、生徒の健全な精神と身体を養うように努める。

こうした活動を通じて、生涯にわたって心身の健康と体力を保持増進し、文化に親しむ生徒を育成する。さらに、スポーツや文化活動なども含めた幅広い分野において活躍し、社会や地域の発展に貢献できる生徒の育成を目指す。

2. 適切な運営のための体制整備

（１）校長は、国のガイドライン及び「茨城県部活動の運営方針」の趣旨を踏まえた「水城高等学校部活動に係る活動方針」を策定・公表し、部活動の運営が適正に推進されるよう努める。

（２）部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに月ごとの活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出するとともに部員及びその保護者に配布するなどして理解を得るように努める。

（３）校長は、上記の活動計画及び実績等をもとに各部の活動内容の把握に努め、生徒や教員の負担が過度とならないように、必要に応じて指導・是正を行う。

（４）「部活動代表委員会」「部活動顧問会議」を実施し、部活動に関しての課題等を含めた共通理解を図るとともに、生徒の主体性を育む指導方法や保護者や地域間の連携の方策など幅広く議論を深める。

3. 合理的でかつ効率的･効果的な活動の推進

（１）運動部活動における適切な指導

ア　運動部顧問は、部活動の実施に当たり、生徒の体調変化、気温・湿度などの環境の変化に十分注意し、学習とのバランスのとれた学校生活への配慮や生徒の心身の健康管理に努める。

イ　運動部顧問は、科学的な見地に基づき、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないことや、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること等を正しく理解する。

ウ　運動部顧問は、活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等を実施し、事故防止に努める。

エ　運動部顧問は、生徒と適切なコミュニケーションを図って良好な関係を築き、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

（２）文化部活動における適切な指導

ア　文化部顧問は、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、バランスの取れた健全な成長の確保には休養を適切に取ることが必要であることを理解する。

イ　文化部顧問は、分野の特性等を踏まえた合理的かつ効率的・効果的なトレーニングを積極的に導入し、生徒の芸術文化等の技能や能力の向上、生涯を通じて芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うように指導を行う。

ウ　文化部顧問は、生徒と適切なコミュニケーションを図って良好な関係を築き、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

4. 適切な休養日の設定

（１）学期中は週当たり 1 日以上の休養日を設ける。

（２）1 日の活動時間は、平日 2 時間程度、休業日は 4 時間程度とする。

（３）休業日に大会参加や練習試合等で 4 時間を超えてしまった場合は、休養日を別な日に振り替える。

（４）原則として、朝の活動は行わない。

（５）長期休業中は学期中の休業日に準じた扱いを行うが、ある程度の休養期間（オフシーズン）を設ける。

（６）定期試験 5 日前から定期試験中は原則として部活動を行わない。ただし、大会の参加に向けて必要な場合は事前に校長の許可を得て実施する。

（７）全国総体、全国選抜大会、全国野球選手権大会、関東地区大会及びそれらの予選を含む試合前に、上記の休養日基準によらない特別な取組が必要な場合には、事前に校長の許可を得て実施することができる。ただし、生徒の十分な休養及び学習時間の確保に努め、過重な負担とならないように配慮する。

5. 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

校長は、体を動かす習慣の形成や芸術文化等の活動に親しむ動機付けとなることを目的とする部活動や、友達と楽しめる、適度な頻度で参加しやすいなど多様な生徒のニーズを踏まえた部活動の設置・体制の整備に努める。

6. 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、茨城県高体連、茨城県高野連、茨城県高文連が定める大会等の数の上限を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問教師の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。